

志木市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
附 則 1 ～ 6 略 7 略 8 ・ 9 略 1 0 附則第 4 項から前項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和 2 年 1 月 1 日から令和 5 年 5 月 7 日までの間に属する場合の傷病手当金の支給について適用する。	附 則 1 ～ 6 略 (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整) 7 略 8 ・ 9 略